

第 101 号

育成会

会報

平成30年度版

発行所

一般社団法人
広島県手をつなぐ育成会

広島市西区打越町17-27
育成会総合福祉センター内
TEL (082)537-1773
FAX (082)537-1778
編集責任 副島宏克

「あいさつ」

広島県手をつなぐ育成会 会長 副島 宏克



このたびの西日本を中心とする豪雨災害により、各地で人的被害及び家屋の倒壊・浸水等の甚大な被害を受けました。被災された皆様ならびにご家族の皆様へ、謹んでお見舞申し上げます。一日も早い復旧と被災された皆様のご健康と生活再建、復旧作業に従事されている皆様の安全を心よりお祈り申し上げます。

本年度の会報の発行にあたり、広島県育成会を取り巻く状況や昨今の育成会の動きなどについてお話しして、挨拶いたします。まず、残念なこと全国的に育成会の活動は低迷しています。その中で、広島県育成会では県下の市町の育成会を活気づけ

る方策として、その地域の問題を一緒に考える勉強会を開催しています。全国育成会連合会の地域活性化事業の補助金を使い、平成28年度は廿日市と大竹で、平成29年度は竹原と尾道の各育成会・連合育成会で実施し、顕著な成果が出ています。今後も継続したいと思っておりますので、ご希望がありましたら県事務局にお問い合わせください。次に、知的・発達障害のある子供を持つ親への支援として、このたび「知的・発達障害のある子どもを育てるQ&A」という冊子を作成しました。知的・発達障害のある子供を持つ多くの親は、障害の受容、幼児期の発達障害、問題行動への対処、小学校入学時の進路選択、学校卒業後の進路選択、仲間づくりや余暇支援、親亡き後の生活支援計画など、生涯において様々な悩みを持っています。

す。こうした悩みに対して、親が孤立することなく、気楽に相談でき、また、相談が受けられるよう、より身近なところで相談員や「手をつなぐ育成会」会員が手を差し伸べられる環境づくりが必要になっていきます。この冊子はそのための「マニュアル」として作ったものです。活用していただきたいと思っております。次に、広島県育成会の事業についてお話しします。昨年、雇用支援センターを広島市育成会へ譲渡しました。譲渡後の事業は、これまでと変わらずに順調に取り組みされております。今年の3月、障害者就労・生活支援センターを辞退し、広島市育成会の事業として受けていただきました。ジョブライフ・サポーター事業も次の事業者へ委託されることになりました。このように、広島県育成会は経営していた事業を手放し、付き添い看護料共済事業を残すのみとなりました。という事は運動体に徹する組織となったということです。また、職員の交代がありました。寺尾、松井が退き、事務局は水戸常務理事、藤岡、郡司、宝田がお世話をさせていただいております。最後に「第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画」に触れておきます。5月27日の総会では、広島県の担当者と呼ん

で、これらの内容を説明してもらおう学習会を行いました。皆さん方は、それぞれの市町の福祉計画がどのように作られているか知る必要があります。その中で主だったものは、地域生活支援拠点等整備です。それは、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害のある人や児童とその家族が安心して生活するための、必要な機能がうたわれていないでしょうか。是非、確認してみてください。以上で挨拶とさせていただきます。本年度も頑張ってください。

「平成30年7月豪雨災害」について

被災された皆さまに謹んでお見舞申し上げます。現在県本部では被害状況の把握に努めております。また、全国手をつなぐ育成会連合会では、被災地に向けた義援金の募集を行っています。詳しくは広島県手をつなぐ育成会のホームページをご覧ください。

広島県手をつなぐ育成会

クリック

大会実行委員長のことば

大会実行委員長 二階堂 正子



第43回広島
県知的障害者
福祉大会、第
16回はつらつ

大会（本人大会）を昨年11月19日にたくさんの方々に参加していただきまして、無事に終わることができました。ありがとうございました。

私たち親も、そして本人たちも色々な事を勉強させていただきました。大勢のボランティアの皆様にもこの大会の意義をご理解いただき、応援していただきました。心から感謝申し上げます。

大会の主題でもあります「障害者の高齢化・重度化や親亡き後も見据えて」の講演。シンポジウムでは「わがまちで安心して暮らし続けるために」、はつらつ大会ではスローガンの「みんなが輝いて安心して暮らせるまち 和太鼓びびく大竹で輪を広げよう」は開催が決まって本人たちが集まってまじめに考え

てできあがったスローガンです。この大会を機にこれからのつそう絆を深めて思いを語り合い、身近な地域で支援を受けられる共生社会の実現、誰にとっても優しい暮らしやすい街になるように、皆で取り組んでいきたいと思えます。

これからも、どうぞよろしくご指導いただきますよう、心からお願いをしてお礼の挨拶とさせていただきます。



第2アトラクションでみんなと一緒に楽しく踊る大会実行委員長

県大会受賞者名簿

授賞された方々 おめでとうございます

●広島県知事から感謝状を贈られた人

- 小早川 妙子 (社会福祉法人) みどりの町 大和学園 施設従事者
- 石井 融三 (社会福祉法人) 創樹会 ONE-すてっぷ 施設従事者
- 野中 正美 (社会福祉法人) 清風会みやび 施設従事者

●広島県手をつなぐ育成会会長から表彰状を贈られた人

- 大田 徳三 庄原さくら学園庄原もみじ園保護者会
- 井本 健一 呉市手をつなぐ育成会
- 根石 善夫 呉市手をつなぐ育成会
- 松岡 瑛子 廿日市市手をつなぐ育成会
- 吉増 康恵 廿日市市手をつなぐ育成会
- 浅岡佳代子 大崎上島障害児者「わかばの会」
- 安田 誠一 広島市手をつなぐ育成会
- 鶴原 幹治 広島市手をつなぐ育成会
- 伊藤 博幸 広島市手をつなぐ育成会
- 鎌田 淳 呉市手をつなぐ育成会

●広島県手をつなぐ育成会会長から感謝状を贈られた人

- 村田 吉弘 広島市手をつなぐ育成会
- 山先 方江 廿日市市手をつなぐ育成会

●大竹市中心身障害児・者手をつなぐ育成会会長から表彰状を贈られた人

- 亀居城太鼓保存会 団体
- 大竹ライオンズクラブ 団体
- (故) 新出 尋幸 個人
- 藤原 一子 個人



はつらつ大会現地実行委員長のことば

はつらつ大会現地実行委員長 二階堂 聡久



16年前、はつらつ友の会が広島でできました。始めは沖田君と支援者の父と三人で参加しました。行事をするのも2ヶ月ぐらい時間をかけて計画していました。集う内に内容が理解できるようにになりました。そこで、自分たちで決定、実行していく勉強をさせてもらったと思います。

大竹は本人たちの活動も親の意見の方が必要な人が多いため、自己決定がなかなか難しかった。大会をすることが決まって、3年前「NAKAMA会」ができました。藤本順子さんの意見でハイカラにローマ字にしました。始めは集まる人も2、3人、多くて4、5人でした。大会の勉強会も副島会長に来てもらってランチミーティング形式でした。少しずつ本人たちもその気になって意見も出て、笑ったりしゃべったりするようになりました。

大会のスローガンも自分たちで考え、意見をだして、役割も自分たちで立候補して、一生懸命やりとげることができました。

た。これからは本人の意思決定をしっかりとできるように、1か月の一度の集いを大切に勉強して「親は先にバイバイしていく」ので、自分たちで一人になってもうやったらやっていけるか考えて、楽しくやっています。

県大会はたくさんの方々に助けてもらってよかったです。これからもいろいろお願いします。友だち関係は仲良くやって行きましょう。ともしび太鼓も演奏を聴いてもらってうれしかったです。大会後の反省会もボランティアの人にも出てもらって、楽しくやれて、ありがとうございました。



【本人大会 受付】係の仕事を頑張りました



【大会風景】広島県知事代理 広島県健康福祉局 地域包括ケア推進部長 竹田直也 氏 あいさつ



【シンポジウム風景】



【本人大会会場飾り】現地実行委員会で作った大きな大きなこいのぼりは大会を盛り上げるアクセントになっていました



【アトラクション】おたけさつき作業所のみなさんによる演奏



【オープニング ともしび太鼓演奏】和太鼓ひびく大竹で輪を広げよう!

だいじゅうろくかい

たいかい

ほんにんたいかい

せいぶけんいきたいかい

おおたけかいじょう

けつきぶん

第十六回はつらつ大会（本人大会）（西部圏域大会）大竹会場）決議文

◎ 私たちは、それぞれの地域で仲間をつくり、つながりあい、力を合わせて色々なことを学び、遊び、働き、安心して豊かにくらしていけるように努力していきます。
また、障害のあるなしかかわらず、思いやりとやさしい心で一輪に生活できる社会をめざして、次のことを決議します。

① 本人の社会参加について

- ・ 育成会、家族、行政、支援者のみなさん、私たちの思いと希望を聞いてください。
- ・ 私たちに関係することを決めるときは、私たち本人も交えてください。
- ・ 私たちに関係のある情報は、私たちにも必ず教えてほしいし、情報の説明をわかりやすくしてください。

② 地域社会とサービスについて

- ・ 住む町や障害の程度に関係なく必要とする福祉サービスは平等に利用できるようにしてほしいです。
- ・ 移動支援利用について制限を設けないでください。
- ・ 広く職場へ通勤できるように、交通機関の整備をしてほしいです。

③ 仕事と職場について

- ・ 障害者もつと働きやすい場所や仕事を増やしてください。働きやすい職場環境をつくってください。

④ 支援、相談について

- ・ 私たちは自分たちでできることは自分たちで努力し、自分たちでできないことや、なやんでいる時に、気軽に話せる人や場所を身近なところに増やしてほしいです。
- ・ 思いを伝えにくい人たちの思いをくみとってほしいです。

⑤ 住むところについて

- ・ 手帳の程度に関係なく、公営住宅への入居を優先してください。
- ・ ひとり暮らしの人にも家賃補助を出してください。
- ・ グループホームとショートステイがない地域にはつくってほしいです。
- ・ グループホームに入っても年金内で十分に生活していけるように補助してください。

⑥ 年金、療育手帳、医療費について

- ・ 療育手帳の程度に関係なく、誰でも年金をもらえるようにしてください。
- ・ 国や政治は私たちのことも考えて、年金額を増やしてください。
- ・ 療育手帳を丈夫なものにしてください。
- ・ 障害の程度に関係なく、医療費を免除してください。

⑦ 自分たちのことについて

- ・ 本人活動をまだ知らない地域や仲間のために本人活動を広め、活発にしていきたいです。
- ・ どんなときにもチャレンジ精神を忘れないで、自分のことだけでなく仲間たちの立場にたった発言と行動をします。
- ・ 福祉サービスのことを知らない仲間たちがたくさんいます。皆さんと一緒にぜひ届けましょう。

⑧ 災害について

- ・ 地域、職場で障害者の人たちにわかりやすい避難訓練をいっしょに練習をしてほしいです。
- ・ 障害のある人たちが災害や地震などにあつたときのために、わかりやすい情報（防災マップ、標識、表示など）と対策方法が届くようにしてください。
- ・ 防災に関する対策会議などに障害のある人も交えてください。
- ・ 福祉避難所を設けてください。

⑨ いじめ、差別、虐待について

- ・ いじめ、差別、虐待のない安心して生活ができる社会にしたいと思います。
- ・ 日常生活で不安なことがあるとき、すぐにSOSを出せる体制をつくってください。
- ・ 私たちの願いが多くの人に伝わり、実現ができることを信じて・・・以上、決議します。

平成29年11月19日

第十六回はつらつ大会（本人大会）（西部圏域大会）大竹会場）参加者一同

第四十三回広島県知的障害者福祉大会

(西部圏域大会・大竹会場) 決議文

昨年四月に、「障害のある人に対する差別や無理解、偏見をなくす」ための法律として、「障害者差別解消法」が施行され、社会の中での地位の向上・待遇改善が保障されることとなりました。しかし、法律が施行されただけでは住みよい社会が自然に成り立つものではありません。法の精神を私達が理解し、周囲の人たちに納得してもらうための地道な活動も不可欠な要素であると思います。

昨年七月に神奈川県「津久井やまゆり園」での、障害者をターゲットにした凄惨な事件が引き起こされました。犠牲者の家族の方は一年たつて、尚忘れることのできない事件であるとの思いを新たにされておられます。二度とこのような事件が起きないように、また、風化させないように、私達の思いを新たにしなければなりません。

私達は、この大会を通して、障害のある人もない人も誰もが「お互いさまの精神で家庭や学校そして地域の中で豊かに過ごせる」地域社会をつくることに努めるという共通の認識を持ち、各自の営みに生かしていかなければなりません。

本大会の名において、以下の事項をここに決議します。

記

- 一、障害のあるなしにかかわらず、共に支え合う地域社会をつくること。
- 一、障害者の理解や差別解消につながるような県民への啓発活動を充実させること。
- 一、一人ひとりの働く意欲を尊重し、自立した社会生活を送るための就労の機会と場を充実させること。
- 一、高齢・重度化した障害のある人の生活の場の確保と、緊急時の身近な支援体制の整備に努めること。
- 一、障害のあることよっておきる、家族の社会的孤立を防ぐよう相談支援体制を充実させること。
- 一、はつらつ大会で決議されたことを真剣に受け止め、実行できるよう支援すること。

以上、決議します。

平成二十九年十一月十九日

第四十三回広島県知的障害者福祉大会参加者一同

付添看護料共済

<http://pref-h-ikuseikai.or.jp>

広島県手をつなぐ育成会

検索

この共済は3つの給付制度があります

- ①入院給付金 病気やケガで入院したときの補償 (共済)
- ②傷害見舞金 ケガで傷害を受けたときの補償 (地震・噴火・津波特約セット)
- ③第三者損害賠償金 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合の補償

プランは2つあります Aプラン (12,000円) , Bプラン (18,000円) /年間
補償内容 (Bプランの場合 年間掛金 18,000円)

入院給付金	・付添看護保険料	1日に付き	5,000~8,000円
	・差額ベッド費用	1日に付き	3,000円までの実費
	・入院諸費用	1日に付き	1,000円
	・入院一時金	1入院に付き	5,000円
傷害見舞金	・ケガによる入院	1日に付き	3,000円 (180日限度)
	・ケガによる手術		15,000・30,000円
	・ケガによる通院	1日に付き	1,000円 (90日限度)
	・ケガによる後遺障害		8万~200万円
第三者損害賠償金	・ケガによる死亡		200万円
	・対人・対物 1事故		5,000万円 限度 (自己負担なし)

詳しい資料のご請求、お問い合わせは下記までどうぞ。
 <<共済事務局>> 一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会
 電話 082-537-1773 FAX 082-537-1778
 <<保険委託引受会社>> AIG保険会社 広島支店
 担当 ジェイアイシーウエスト広島株式会社
 電話 082-511-7025 FAX 082-511-7026

☎お気軽にお電話
ください。

第6回 きらっと光る人生を考える研究大会

平成29年12月16日、広島市健康福祉センターにおいて「第6回 きらっと光る人生を考える研究大会」が開催されました。

この研究大会は、平成24年度から「付帯決議の『小規模入所施設』とは、国はいつたい何を考えているのか？」からスタートし、毎年、会を重ねて具体的な議論をしながら厚生労働省及び国会議員へ法施行後三年の見直しに対して、毎年、提言をし続けてきました。

平成27年度からは「地域生活支援拠点等整備事業」について、モデル事業の内容を参考にしながら、全国それぞれの地域での地域生活支援拠点等事業について議論し、条件整備のための課題を拾い出し、それぞれの地域で考える時の参考になるようにと整理をしてきました。しかし、第4期障害福祉計画で地域生活支援拠点事業の整備計画の申請は少なく、次の第5期障害福祉計画へ持ち越されることになりました。必要な資源なのに足踏みするのは何が問題なのかを考えました。

1. 事業を検討するための地域

- 2. 事業を整備するための施設整備費の不十分さの問題
 - 3. 事業で必要となる24時間型支援に対する運営費の不透明さの問題
- 以上の3点の問題を提議し、テーマである「自分の住みたいところで、きらっと光る人生を送る」ための「すばらしい発想」「発想を生かし推進するエネルギー」「着実に実行していく実践力」といったものについて議論し、そして、それが政策・行政にどのように作用していくべきかについて共に考え、法施行後三年の見直しに対して提言することを目的としています。
- 今回の研究大会の内容は次の通りです。

- 1. 行政説明
「生活場の現状と今後の方向性」
大平 眞太郎 氏
(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援専門官)
- 2. 実践報告(その1)
「障害者の高齢化・重度化・親亡き後の生活場と支援」
高澤 茂夫 氏
(栃木県 社会福祉法人 ちののみ学園 施設長)
- 3. 実践報告(その2)
「障害者の高齢化・重度化・親亡き後の生活場と支援」
村上 和子 氏
(大分県 社会福祉法人シンフォニー理事長)
- 4. 障害者福祉の展望(その1)
「障害者の高齢化・重度化・親亡き後の生活場と支援」の展望
高木 美智代 氏
(衆議院議員、厚生労働副大臣)
- 5. 障害者福祉の展望(その2)
「障害者の高齢化・重度化・親亡き後の生活場と支援」の展望
衛藤 晟一 氏
(参議院議員(首相補佐官)、社会福祉推進議員連盟会長)
- 6. シンポジウム
「安心できる親亡き後の生活場を考える」



- コーディネーター
副島 宏克 氏
(広島県手をつなぐ育成会 会長)
- シンポジスト
衛藤 晟一 氏
高木美智代 氏
内山 博之 氏
村上 和子 氏
高澤 茂夫 氏

シンポジウムの内容を掲載します。(一部簡略化しています)

《副島氏》

まず、午前中の発表内容で栃木県の高澤さんと大分県の村上さんに拠点事業を立ち上げる時のテクニクなどを補足してもらいます。

このシンポジウムでは、質問項目を6点用意しています。1番目の質問項目の地域生活支援拠点事業に関しては高澤さんと村上さんの発表をプラスしていけば、この答えにはなると思います。衛藤先生は急ぎよ帰られました。高木副大臣と障害福祉課の内山博之課長に残っていたいただいています。

まず1番目の質問事項です。

「地域生活支援拠点の居住場所は、高齢化・重度化や親亡き後であっても、地域での生活を最後まで支えるものであると理解しています。この件に関しては、育成会の会員はもとより障害のある人の親・家族は待ちに待った事業です。しかも、この生活拠点を支えるには緊急対応も含めて、圏域内での他法人の数多くの種類の支援と場所が必要となり、その連携が大切です。問題の共有化、連携の仕方と統制のとり方等をどのようにしたらよいと考えますか？」

まず高澤さんよろしくお願いたします。

《高澤氏》

拠点事業は他の事業所との連携を密にしなければうまく進みません。拠点となる「核」となる施設も必要になってきます。その核となるところの、全体を回していく自立支援協議会の協働が重要であろうと思っています。この自立支援協議会に専門部会、あるいは運営委員会を設けて情報の共有化を図りながら、それに伴って連携を強化していくということが重要です。連絡協議会で問題の「見える化」を図っていく。連携を密にして地域の課題に対して自立支援協議会が持ち上げていく。諮問機関である自立支援協議会が市に対してかなり強い権限があるはずで、「拠点事業を進めることが難しい」と難しく考えすぎていると私は思います。

まず進めるにあたっては、今行っている事業を整理、再確認することに加え、もう少し拡がりや発想の転換が必要だと思えます。色々な方に地域で生活してもらうためにはどのような方法があるか、最後は予算上の問題があり、市町村の取り組み次第です。また、地域性を強く意識して、わが町の実態に着目するこ

と。障害関係だけではなく、色々なところも仲間に引き入れてやっていくということも拠点作りには必要であると思えます。自立支援協議会が中心になつていかなければ面的整備型はもちろん、多機能型でも進まないと思えます。

例えば、フロム浅沼で授産の一環でB型の『くまさんベーカーリー』というパン工房をやっています。私は地域の障害のある方だけじゃなく、地域の一人暮らし、あるいは家族で住んでいる方に対しても見守りの一つのツールとしてパンを使うことを考えています。ヤクルト販売や新聞配達なども見守りや観察に大きく関わつてくると思えます。

ほかにも、地域で生活するということ、率先してグループホーム(以下GH)で生活をしていただいているが、彼らが本当に重度、高齢になつてきて、周りの方がお手伝いをしなければいけなくなつた時、GHにいられるのか不安です。昔は老人施設に行けばいいということでしたが、今は彼らが望むならばGH、病院、老人ホーム等があります。今まで通りGHで生活したいという希望があれば、我々はそれをどう支援をしたらいいか考えていかなければならない。安心して暮らせる終の住処になるようにして

いかなければならない。

高齢になり重度化して動けなくなり本人が実家に帰りたいと希望しても、受け入れられない事情があったりします。帰っても居場所がなくGHへ戻りたいという方がかなりいます。また、高齢者施設もご承知のように空き待ちです。

職員の意欲の問題もありません。看取りの問題も出てきません。障害関係の職員と老人介護関係の職員とでは看取りに対する認識が全然違います。障害関係も看取りについての研修会等を行う必要があると思えます。

専門官や先生からもありますが、付帯決議の中の小規模入所施設について来年の4月から開始される予定の20名短期入所は非常にありがたいことだと思います。看護師については兼務もよいという事みたいですね。ただ、ホームヘルプサービスの問題、訓練等給付も大きな問題として出てきます。この辺りはもう少し国の方でも検討していたらいいかと思えます。

それと最後の包括ケアの方との連携は当然のことですが、障害関係の法律だけだとどうすることもできない場合もある。これからの時代は色々な横の法律も勉強しなければいけないと思えます。例えば、26年の医療介

護総合確保推進法にも訪問介護のことや地域包括ケアシステムなど、福祉で考えていることに交差しているところはかなりあります。介護関係は一足先に進んでいるので、先の共生型も含めて我々ももっと頑張らなければいけないと思います。

《副島氏》

ありがとうございます。村上さん続けてくださいね。

《村上氏》

午前中の続きと問題の共有化とか連携の仕方とかに合わせ、安心できる拠点作りに触れます。私どもの法人ではこの理念を職員間で共有化を図っています。

地域生活支援拠点の機能	
専門相談	身体・知的/児童・精神3委託相談支援事業所の共同入居による専門性を確保した緊急相談支援
出勤受入	緊急対応支援員の出勤や移送等により、夜間や休日であっても迅速に緊急一時保護を行う
体験機会	知的障害者自立生活促進事業（市事業：アパート等を利用した宿泊訓練）の事業者・対象者の拡大等
人材養成	委託相談と計画相談の連携支援（ネットワーク化）緊急対応支援員等に対するOJTや定期研修会
地域体制	市内の指定事業所や関係機関との連携強化を図り、重度者が利用できるGHやSSの新規整備を優先

私自身も親ですので、地域の理解が欲しいと同時に私たちも地域の方の不安や心配を理解していく必要があります。そのためには地域住民に見える形で働いたり活動したり暮らしたりする、そのことが理解を生んでいくと考えました。そのために必要なサービスはちゃんと提供する。

重い障害があっても、体験や経験することで社会生活力が高まっていくことを経験で学んできました。できるだけ地域生活でいろんな経験をさせていただくことが必要と考えます。

最後に相談支援です。これだけは自分の法人だけでやってもどうにもなることではありません。緊急時に機動力のある相談支援が欲しいと思っています。私どもの小規模作業所が作った事業が今では大分市の『自立生活促進事業』となりました。内容は一泊二日で利用者さんが慣れた日中の支援職員と宿泊できるようにすること、緊急一時利用ができること、その時にただ宿泊だけではなく、宿泊する職員と買い物、入浴、ご飯の準備をすることで社会生活力も高まっています。また、事業所の中で、まるでファミリーレストランにいるような感じで食事をする経験をしてもらっています。

それから一番心配なことが通

院です。ドクターの説明を横に付き添って聞いてご本人さんに伝える、ということではできません。その後、国が少し通院介助の方へ変えてくださいました。大分市は市長を始め、本当に前向きに対応していただいた。

移動では、タクシーを利用することで運転手さんの意識が随分変わってきました。小グループを組んでバスに乗る練習を職員とすると、介護者と一緒ならば路線バスに乗れるようになるわけです。このような社会生活を送る支援をずっと続けてきました。

地域で社会生活を送るからこそ、いざという時の安心が欲しいわけで、ずっと施設やGHの中にいたり、送迎してもらったりするだけで全く家の外に出ることがないと、何が必要なのか見えないと思う。いろんな社会生活を送っているからこそ、いろんな支援が必要だと見えてくるのだと思います。

大分市ではこんな仕組みがあります。五法人で協力しあって、リサイクルセンターで缶・ビン・ペットボトルの選別作業をやっています。一緒に働く仕組みを五法人で連携して始めました。この仕組みをなんとかうまく活用できないかと思いましたが、みんな話して、いろんな法人が協力し合ったら、重度の方が増え



コーディネーター 副島 宏克 氏

てきても重度の方が住めるようなGHを作りたいたいなど、いろんなアイデアが出てきます。私たちも市の方に働きかけて、そういうものが作れるように応援したいと思います。自分のところが相談支援センターで人が足りないなら、夜、自分の所からウチの相談支援専門員を宿直で出してもいいよとか、最初そんな声がいっぱい上がってきました。

こんなふうには、私たちはいろんな方々といろんな形で「育成会」や障害のある方のご本人、それからご家族を真ん中にした連携をする。当事者の方々を横に置いておいて事業者だけが連携しても、行政と連携しても難しいのかな。ニーズはどこにあるのか、困りごとを皆で共通理解することが重要だと思いました。

先ほども触れましたが、運営協議会では、短期入所の空きを把握したり、緊急対応できる支援員さんの待機シフトを作ったり、事前登録や委託料の支払いなど、いろんな事があります。こ

のために運営協議会を作る必要があると、話をずっと進めてきました。でも、これは中止になりました。えっと思われるかもしれませんが、実はもつとすごい話になりました。委託料の支払いやこの短期入所が空いているか、利用者さんの事前の登録などはそもそも大分市がやるべき仕事なのかもしれないと、市の障害福祉課の職員の皆さん方から声が出て、課長さんもそうです。職員の皆さんも本当に積極的にこの拠点というものの重要性が分かって、市自らが頑張っている。拠点の建物を大分市障害福祉課の分室にするということで、ちゃんと条例で位置づけて、そこに安心コールセンター、三障害の委託相談支援事業所だけが入るのではなく、大分市がやっている虐待防止センター（大分市はこれを市がやるということでも）も一緒に入り、市が直営でやっていくという宣言をしてくれました。

《副島氏》

ありがとうございます。だいぶ進んでいますね。栃木も大分もしっかりと地に足がついて取り組んでいると思います。内山課長お願いします。

《内山氏》

障害福祉課長の内山です。地

域生活支援拠点の取り組みは各地で進んでいます。栃木や大分市の素晴らしい取り組みを聞かせていただきました。

厚生労働省から見ると、やはり自治体によってだいぶ取り組みに差があるのが残念なところです。都道府県と政令市と中核市に会議の案内をするのですが、来ない自治体が一部あります。私どもとしては、いい事例を厚労省のホームページに載せたりして、自治体がある程度やる気になっていただくことが大事だと思っています。

千葉県の人口40万規模の柏市では、東西南北4ヶ所の地域生活支援拠点を整備されます。市役所の方もだいぶ頑張られたし、柏市の幾つかの法人の方も障害種別もそれぞれ得意なところがありますので、それぞれ分担してやられているということを確認しました。そういう取り組みも紹介をさせていただきながら、全国の自治体に広がっていくといいと思っています。

《副島氏》

ありがとうございます。これで1番は終わりました。2番の質問に移ります。

「相談支援体制の強化と充実で、この拠点事業を進めるに当たり、地域生活を支える窓口は、

相談支援事業所です。しかし、現状の相談支援事業所の体制は、計画相談とか一般相談などを相当数の件数を抱え十分な相談への対応ができない状況です。相談支援体制の強化と充実を図るためにまずは職員の増員が必要です。このような相談支援事業所の現状に対する対策を、どのようにすべきかと考えますか。」

これまず、内山課長、話をしてくれませんか。

《内山氏》

大平専門官から説明があったと思いますが、相談の部分はこれまで色々と取り組んでいたと思っています。資料の21ページにありますように、相談支援の部門というのは、報酬運営上、経営実態上、なかなか厳しい事業所が多いということです。

今日、別冊資料で報酬改定の基本的な方向性が15ページに書いてあります。要は計画相談支援、それから障害児相談支援の部分の報酬を今回の報酬改定で充実をさせたい、というものです。モニタリングの実施の標準期間を今よりも頻度を高めて、より相談の事業所が一人お一人の障害者の方、障害児の方に寄り関わって、その相談の質を高めていこうというのが①の主旨です。

それから②の主旨は、相談支援専門員を一人当たりの担当する標準件数を設定しようということですが、この標準件数をクリアしていれば、相談支援の事業所がある程度運営できるというような標準件数を設定しています。

それから③④⑤、基本報酬区分は少し見直しますが、④⑤のところでは加算の部分をかなり拡充する方向で検討しています。そうしますと①⑤で相談支援専門員の関わり、人的な関わりも、モニタリング期間の関わりも充実をしたいと思っています。それぞれの加算は、要は全国で見ると質の高いところと、ちょっと残念なところとありますので、基本的にはいい相談をしていい活動されているところに、より加算で評価をするという方向で充実させたいと思っています。

《副島氏》

ありがとうございます。副大臣、何か付け加えはないですか？

《高木副大臣》

先程来、24時間相談体制を整備するという話もありまして、また今の内山課長からお話した通り、相談支援体制の強化充実が中心の話になると思いますので、ここの予算報酬単価を

しつかり頑張っていきたいと思っております。

《副島氏》

そうしたら3番目の質問項目に入りますが、

「医療との連携や24時間体制が必要になることに対する対策、高齢重度の方の利用が多くなると考えられるので、医療との連携が必要となりますので看護師の常設や医師との24時間365日連携が取れるような体制が必要で。しかも地域の安心コールセンターの役割も兼ねることになります。この場合、看護師の配置、医療との連携、新しい24時間体制が必要となります。そのための報酬単価の見直しと新体制への新報酬などが必要になると思います。この点の考えをお聞かせください。」

《内山氏》

重度化高齢化された障害者の方を十分にケアするという観点から、医療との関わりが大きなポイントだと思っています。今回重度化高齢化への対応を、報酬改定を大きな課題の一つとして位置づけ「医療との連携」「手厚い職員配置」この二つの観点を大切にして、医療との連

携、手厚い職員配置によって十分なケアができるようにしたいと考えています。

具体的にはまず入所施設については、例えば夜勤職員の配置が厚い施設については報酬で評価をよりしたいと思っています。GHについては、重度の障害者の方にも対応できる、基本的には看護職員やその世話人の方の配置が手厚い類型を作って、そこを従来のGHよりも高い評価をしたいと思っています。

それから日中の活動の場、生活介護などにおいても、重度化高齢化された方が多く利用されていますので、そこでも看護職員などが厚く配置されている場合にはより評価をしたいと思っています。

それから、シヨートステイ（以下ST）が大きなポイントだと思っています。STは今、報酬改定の議論の中では二つ重点的に取り組みたいと思っています。

一つは福祉型のSTで看護職員など手厚い人員配置をされている



シンポジスト
内山 博之 氏

るSTをより高く評価をしたいと思っております。

もう一つはSTの緊急対応のところを少し何とかしたいと思っています。計画的な利用をしていただく方が運営する立場とすれば当然安定した運営ができるわけですが、なかなかベッドが空いているという状況は現実には難しいというのが今までの状況だと思っています。今回考えているのは、空きスペースや会議室のような場所でも、施設基準を満たしてなくても、きちんと人がついている場合には期間を限った緊急STを考えたいと思っています。そこを評価できないかという方向で考えています。

このように、重度・高齢化の対応というのは、基本的には医療との連携、それから手厚い職員配置、そうしたもので対応することが必要かと思っています。なので、そうしたところを今回の報酬改定の一つのポイントとして取り組ませていただければと考えています。

《副島氏》

副大臣、追加するところはなですか。

《高木副大臣》

27年度の報酬改定の時に、常勤看護職員等の配置加算という

のができましたが、これは、いわゆる常勤換算1名以上というものであって、何人配置しても同じ評価でした。それをさらに強化するというのが、今回の流れになっています。これも、予算報酬単価にかかってきますので、しっかりと確保できるように頑張つて参りますので、よろしくお願ひします。

《副島氏》

先に帰られた衛藤先生からメモを預かっています。読み上げますね。

「障害者の重度化、高齢化が進んでいることを考えると、重度化、高齢化への対応が、今回の報酬改定の大きなポイントの一つである。高齢化、重度化のためには、医療との連携や手厚い職員配置により十分なケアを行うことが必要である。このため、まず入所施設については、例えば、夜勤職員の配置を厚くした場合に報酬により評価することを考えたい。」

GHについては、親亡き後を心配される声を踏まえて、重度障害者の支援を可能とする新たなGHの類型を今回の報酬改定で新設したい。手厚い世話人の配置や看護職員の配置を報酬により評価したい。日中活動の場、生活介護においても、医療的ケアが必要

な方が多く、看護職員が厚く配置されるような場合には、報酬により評価したい。」というようなことを書いてもらいました。

ということでは次の質問に行きます。4番目の共生型サービスについてです。

「65歳以上の障害のある人たちが、これまで利用してきた事業所を継続して利用しやすくするために、平成30年4月から共生型サービスが開始されることとなりました。障害福祉サービスを実施する事業所が介護保険事業所の指定を受けて、共生型サービス事業所として実施することとなります。しかし、基準該当の事業者、事業所として指定を受けた時に大幅に報酬単価を引き下げられたり、全ての加算も対象外になるようでは、共生型サービスを実施する事業所が増えていくのか、大きな疑問です。また、職員配置の要件も管理者以外の職員が兼務できない、ま、(案)ですけどね、となっており人材の不足が大きな足かせとなって、これもまた共生型サービスを実施できにくい要因の一つになるように思います。」

すが、行き場がなくなるおそれが出てこないですか？また、地域生活支援拠点事業の実施要件に共生型サービス(短期入所等)の実施を必須としなければ、緊急的な受け入れが困難になるようなことになるようなことは、将来ないのですか？それらのことについて、どのように考えられているのかを聞かせください。」

これも内山課長いいですか？

《内山氏》

まず、具体的な報酬の数字はこれからです。共生型サービスの指定を受けた場合には、従来の基準該当の事業所の指定を受けた場合はベースにはなるのですが、基準該当の事業所であっても今は各種加算が取れないことになっていきますが、共生型サービスの事業所であれば、今の基準該当レベルのものであっても、加算が取れるようにする方向で検討中です。併せて基準該当の事業所の中で人員配置がきちんとしているところ、例えば、介護分野の人材だけではなくサビ管にあたるような人材がいるところ、あるいは障害児を扱う場合には保育士や障害児の経験がある方がいる事業所については、今の基準該当の事業所、プラス加算の水準よりも高い水準の報酬で評価するように検討します。

また、共生型サービスは、基本的にはそれぞれの事業所の判断で新しい共生型サービスの事業所の指定を受けていただきますので、共生型サービスの指定を受けなければいけないとか、強制される義務になるものでは決してありません。現在でも高齢障害者が65歳以上になっても介護保険で十分なサービスができない場合や介護保険以外のサービス、就労系のサービスを引き続き利用したいという場合には、67歳であっても、就労Bとかに通うことも、支給決定されればできます。その仕組みは、共生型サービスが入っても全く変わりません。今回共生型サービスができることによつて何か変わるのではなく、選択肢の一つとしてできるだけのことで、あまりご心配される必要はないのではないかと思います。

《副島氏》

ありがとうございます。副大臣、何か補足は？

《高木副大臣》

一点だけ。とかく65歳になられて介護保険が優先というサービスが始まりますと、どうしても今までの障害特性に応じたサービスを受けていた方が、受けられなくなるといふような誤解が生じているかと思えます。

実は可能だということについては、障害福祉の関係者、特に市町村につきましても、こちらは徹底をしているのですが、役所は全部縦割りになっているもので、介護の担当課がそこをよく認識していないといけないということもあります。今後どのようにして介護の方にもそうしたことを通知していくのか、よく考えながら、課長とも相談をしながら、介護の方もよく理解をしているという体制を作ってきたいと思っております。

《副島氏》

ありがとうございます。この質問に対しても衛藤先生が出していたでいるのが、「障害の事業所は必ず共生型にならなくてはいけないわけではない。共生型は生活介護の事業所などが新たに指定を受ける必要(W指定)があるが、指定を受けるかどうかは事業所の選択自由である。65歳の高齢障害者については現在でも基本は介護保険事業所だが、個々の事情によつて障害の生活介護等も利用できる。共生型サービスの創設にあたってはこの関係は全く変わらず基本は介護保険事業所か共生型サービスだが、個々の事情によつて障害の生活介護等も利用できることは変わらないので今と比べて行き場が

なくなるようなことはないと思います。」という回答です。

ということでも4番までが終わりました。先に進めていきま

す。5番の質問事項です。
「地域生活支援拠点事業に關しての施設整備の建設補助金について、地域生活支援拠点事業の施設整備を推し進めるためには、従来の施設整備とは別に新たな建設補助金をといて、建設補助金という考え方を持って備えることが必要だと考えます。現状では、一般事業の施設整備と地域生活支援拠点事業の施設整備が一緒の扱いになって施設整備補助金が下がるという実態があります。その点は、どのように考えられているのか。お聞かせください。」

これも内山課長いいですか？

《内山氏》

施設整備費については、国では施設整備費の補助金がございます。この施設整備の補助金ですが、昨年は相模原市の事件がありましたので特に防犯対策などのところで額が大きかったのですが、大体前年度補正予算当初予算合わせて100億円から130億円ぐらゐの規模で国庫補助を用意しています。今年も補正予算、それから30年度の当初予算に向けて努力をしているところですが、そ

の中で地域生活支援拠点については、自治体が地域生活支援拠点であるということを出していた点では、優先採択をこれまでもさせていただいています。

それぞれの自治体でよく、どういう場所に、どういうものを作るかというのを考えていただいた上で、また、国庫補助の必要があれば、国庫補助の申請も出していただければと思っっています。

《副島氏》

一つ心配なのが、補正予算に対する期待って持てませんか？

《内山氏》

これも、まさに今補正予算も作業中で、大臣や高木副大臣のご指導をいただきながら、また、衛藤先生や、今日お越しの山本博先生などの応援、後押しもいただきながら、努力させていたいただいています。

《副島氏》

期待が持てないの？我々としてはね、そこにも一つの財源があるのかなと思っております。

衛藤先生の回答ですが「地域生活支援拠点の整備は、地域生活を進める上で重要です。10万人から15万人の地域（概ね郡に相当）に一箇所以上を整備するという方針を進めているところ



社務 課長

シンポジスト
高澤 茂夫 氏

す（広島市のような大都市では複数の設置が必要。）国の施設整備補助金、施設整備費補助金においては、地域生活支援拠点を優先採択するように補助要綱を変えました。施設整備費補助金はある程度多くの額を確保できるよう、この予算編成過程でも力を尽くしているところでもあります。」ということでした。

ぜひ、地域生活支援拠点に関わることは優先的に建設ができ、補助金も少しはプラスしてもらえればいいと思います。

その次は、6番の項目です。施設職員の不足問題に対応して、対策についての取り組みです。

「施設の職員の不足はなかなか解消されておりません。福祉サービスを利用する立場から福祉の質の低下、福祉サービスの緊急利用への対応等ができないことが懸念されます。具体的対策として施設職員の待遇改善や外国人労働者の採用なども考えられます。この福祉職員の確保についてどのような対策を考えられ

ているのかお聞かせ下さい。」
これは、大きな心配の種でありますので、内山課長よろしいですか。

《内山氏》

やはり、それぞれの現場で働く職員の方が不足している。地方部では中々採用が難しいと伺っています。処遇改善については、大平が説明したかと思いますが、今日の厚い資料の14ページにもあるように、平成24年から何回かに分けて処遇改善を図るよう導入してきたところです。29年度、今年の4月からは、さらに月額平均1万円相当を臨時的に、障害福祉サービスの報酬改定をしたところです。現状の数字を見ると、この処遇改善加算に取り組まれている事業所は大体8割弱ぐらいありまして、老人介護の方が9割ぐらいですので、若干、障害の方が低くなっています。私どもとしては、この処遇改善加算を、より活用していただくようにお願いをしたいと思っています。また、衛藤先生の話の中にもありましたように、今回の12月8日の新しい経済政策パッケージの中にもありましたように、さらに処遇改善を進めるところがありますので、そんなところも取り組んでいきたいと思っっています。あと外国人の採

用などは、いろいろ議論があるところだと思えますので、ちよつとコメントは差し控えます。

《副島氏》

副大臣、いかがですか？

《高木副大臣》

福祉人材の確保については、こうした処遇改善をしっかりと進めていくということが一つ、それからもう一つは、障害福祉分野とか、また介護の分野とか、この仕事に皆様は高い志を持って入られるわけですが、その時に私はよく新3Kと申し上げています。お給料がいい、休暇がある、そして希望があるという、この三つが大変重要なのではないかと思えます。そのことを含めて、介護ロボットとかICTの活用、また先端技術を活用することを取り入れていくということも、あるのではないかと思えます。そういう問題意識を持って、先般、北九州のある施設を見学してきました。ここでは入所している方たちの情報の連携にICTを活用して、iPadやインカムを用いて情報が全ての職員にリアルタイムで伝わっていくという施設でした。これからはICTの活用などを通して、複雑な書類や事務の簡素化を進めなければいけないと思っておりますし、福祉現場の改



シンポジスト
高木 美智代 氏

善を共に進めながら、多くの若い方たちが志をもつて入ってこられるように、これからもしっかりと取り組んで参りたいと思っております。

《副島氏》

ありがとうございます。先ほどの高木副大臣のお話の中に障害福祉とか高齢福祉は、直接処遇職員だけという職場の処遇改善があったじゃないですか、それが、今回擦れそうですよね。そこをもう一度、先生お願いします。

《高木副大臣》

今回の12月8日の新しい経済政策パッケージの特徴として、今まではヘルパーさんのみという状況だったのが、その処遇改善については、他の介護職員などの処遇改善にも、この処遇改善の収入を当てることができるよう、重要かつ柔軟な運用を認めることを前提に、このパッケージには書かせていただいています。実はこの前

提がもう少し後ろの方の文章にあったのですが、加藤大臣がこれを見ながら、もつと前にこれを前提にと、はっきり条件に入れるという強い思いもありました。今まで皆さまから多くのご要望をいただいてまいりまして、実は子育ての方は保育士さんだけではなく事務の方とか皆さまにも処遇改善が行き渡るが、どうして介護や障害福祉は違うのだというご批判をずっといただいておりまして、実は私、子ども子育て支援法を最後にまとめる時には、そうしたヘルパーさんの現実も受け止めていましたので、だったらもうこれから作る子ども子育ては、全ての人に行き渡るようにちゃんとやって行こうということさせていただいた経緯があります。うちの党の榎屋厚労部会長からは、「おたがいさん、いいことやったよね」と、いつも嫌味を言われていますけれども、やつと今回こういう形でパッケージにも明確に盛り込むことができたわけです。ですので、今回一応、ここに書かれています、介護サービス事業所における、いわゆる総年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行う。そのことを算定根拠にして、公費1000億円を投じて処遇改善を行う。これは当然のことながら、障害福祉人材につ

いても同様の処遇改善を行う。2019年10月から実施するということも閣議決定で明記されていますので、これは後、財源を見つけていくのは政府の戦いでございまして、どちらかというと介護福祉人材の処遇のところは、予算で対応するのが今の流れですので、そこはまた厚労省で苦しみながら頑張っていきたいと思えますので、後押しをどうぞよろしくお願いいたします。

《副島氏》

途中で無くさないようにしてください。特にね、私のこの事業は、子どももいる。児童もおり、障害者もおり、高齢者もおります。子どもについては、処遇改善でどんどんお金がつかえます。障害と高齢のところ、どんどん差がついてきて、ひよつとしたら、うち障害と高齢の職員、全部辞めるんじゃないかと心配しているぐらいです。少しでも、障害と高齢のところも、処遇が上がっていくことをぜひ期待していますので。期待じゃないですよ、もう、もう確実よね？？はい、ということでした。安心しました。

村上さんと高澤さん、今お二方から話を聞きました。現場ではこんな問題もあるというのがあったらぜひ出してください。



シンポジスト
村上 和子 氏

《村上氏》

色んなご配慮いただいて、とてもありがたいなって思っています。ただ、GHに看護師を配置したいけども、地方では募集しても人が来ない。それからどうしてもお給料が高くて、なかなか実質は採用ができないとか、いろんなことがあります。結局どうしてるかっていうと、職員の誰かが、毎日、利用者さんを病院にお連れしています。GHは本来は夕方から朝にかけての支援ですが、朝でも熱が出たとか、夕方帰ってきたら具合が悪くてとかいうと、看護師の配置をしなくても、このような受診の支援をした時に何か評価をしていただけるとありがたいなと思っています。このところ本当に高齢化が進んで受診科目が増えてきました。以前だと風邪を引いたとか熱を出したぐらいだったのですが、最近では整形外科とか泌尿器科とかやれ何科とかいつて増えてきましたので、そのところが何かあるとい

いなと思っています。

《高澤氏》

村上さんと同じように、今回は大枠としてはプラス改定です。やっぱり出っ張り引っ込みあるのは当然仕方ないことですけども、いろんな取組みについて配慮がなされたって本当にありがたいことです。先ほどの高木副大臣、くどい確認ですけども、処遇改善加算で来年は事務職とか障害関係の事務職とか介助員とか給食職員等々にも、同じように付くという解釈でよろしいですね。ありがたいでございます。本当に嬉しいことです。どうしても直接処遇職員だけという持ち出しも増えます。やっぱり平等にしないと人材難で辞められちゃ困るので、これはかなり厳しいと聞いていましたので、ありがたいと思っています。それともう一つは、あの緊急時の短期入所が、拠点をやっている場合ということかもしれないですけども、弾力運営、定員を超えた受け入れが可能になるっていうのは本当にありがたいことだと思っています。それともう一つ、ちょっと危惧するところの、相談支援のところで、当然、相談支援専門員の増員っていうのは必要ですけども人材難はご承知のとおりで、集めるのは本当に大変です。ましてや誰でも

いつてわけじゃないです。それなりのスキルが必要になってくるし、困難事例を対応するためには力量が必要です。そうすると、非常に厳しい問題があります。今回の報酬改定の中でモニタリングの頻度を高める、数をこなしてもいいよというのは、ありがたいことですけども、それに代わって基本報酬が下げられる、見直すというところであります。今でも、この疲弊した中で大変な思いをして、アップアップの中で、市町村への事務報告も義務付けられてくるということもあつて、事務量はますます増えてくるし、これは本来の相談業務にあたるのが益々厳しくなる危険しております。モニタリングの回数が上がりますよ。あるいはアップが30件かどうか分からないんですが、30件となっても、今のオーバーした分は人材雇用とはいかないでしょ。もつと頑張つてやらなければいけない、本来の業務はどうなのっていうのが必ず出てくる問題だと思っています。ぜひ検討をいただければ、ありがたいと思っています。

こともありましたし外国人雇用やロボット導入も厳しい。栃木県に刑務所が4箇所あります。その中で雇用促進センターが比較的刑の軽い方に対して、福祉を希望する方を少し掘り起こそうということ、出所近くなった、あるいは出所に関係なく福祉について福祉に興味を持った受刑者を対象に研修をするということ、をスタートさせました。福祉の心構えや福祉の魅力を知ってもらい、福祉の職員として採用していくということ、地域公益活動に入ること、で、我々の協会としても少しでも人材を確保していかなければいけないという取り組みのひとつです。

《副島氏》

今の質問関係について、課長少し補足してください。

《内山氏》

まず、村上さんからありました、看護職員の関係ですけれど、今日お配りした資料の中で、看護職員と書いてあるところは、正看・准看、どちらでも結構です。もう一つ看護師、看護職員の方を雇用することが難しいというのもよくお聞きします。医療連携体制加算という、訪問看護ステーションとか医療機関から来ていただく時に加算する

ていうもので、これも少し改善を
考えています。これは5000点、
50000円です。そうしますと、
例えば2時間とか3時間ですと、
50000円で来てくれると思いま
すが、一日午前午後をまたぐよう
な場合は、なかなか50000円
は厳しいと思っています。そのよ
うに長時間になった場合には、こ
の医療連携体制加算を増額する
方向で検討したいと思っています
。あと、高澤さんからありまし
たように、大枠としては、報道さ
れている通りですけど、その中で
は、特に重い方に重点的に配分
をさせていただく方向で検討し
ていまして、相談の部分について
のは、基本報酬自体は見直しま
すが、各種加算を付けますので、
相談支援、相談支援全体ではか
なりプラスになる分野ではない
かと考えています。併せて、色々
な事務が出てきますし、高木副
大臣からもICTを活用という
話もありましたが、私どもの課
でも事務についてももう少し真剣
に考えた方がいいのではないかと
思っています。障害の現場でも、
事業所によっては、紙がほとん
どない事業所も数多く出ていま
す。医療だと、カルテを書くこと
から報酬の請求に自動的に行
くようなシステムになっている病
院がいくつかありますね。障害の
方もそれぞれの事業所で記録の

取り方や報酬の仕方など、ICT
などを研究し将来的に改善でき
ればいいと思っています。

《副島氏》

副大臣、ヨイショっていう後
ろからの応援の声をぜひ。

《高木副大臣》

しっかり取組ませていただき
ます。ICTの活用について、実
は今、介護の方で検討中です。
例えば、介護ロボット。ここは本
来導入していただきたいのです
が、例えば100万円のロボット
を購入していただいた場合には
10万円補助するとか、予算で補
助していくという流れになってい
ます。今、見守り機能のセンサ
ーがありまして、例えば休んでい
る方が起き上がったとかベッドから
落ちたとかを、まさに見守りの
当直のように確認することがで



きるのです。そ
れもシルエツト
の形で、プライ
バシーを保護し
た形でできる。
このセンサーに
ついては報酬の
中に何とか入れ
ていけないかと
最後の協議をし
ています。こう
いった色々新し
いメニューも要望に応じて考え
ていきたいと思っております。看護
につきましても人材が足りない
という様々な事情があります。
福祉・医療・介護も、こうした総
合的なところをどのように底上
げをしていくのか、また、人が足
りないところは、どうやって最先
端の技術で補うことができるの
か、技術を駆使しながら皆様の
お手元に届くことができるよう
に、予算等も工夫をしながら頑
張っていききたいと思っております。

《副島氏》

我々も国の動きに何とか期待
が持てそうな感じはしましたけ
れど、裏切られることがないよ
うにしっかりとよろしくお願い
いたします。
というところで、時間をセッ
トしましたシンポジウムは一応終
わります。今日、皆さん方にお

配りしている資料の中の三枚物
の資料の最後に「提言書」って
いうのがあります。厚労省の課
長もね、国会議員の先生も貰
いたくないと、いつも言われる
んだけど、やはり、これしつ
かり持つて帰って、今後の取
組みにしてもらいたいののでね、
一応この提言書を読み上げまし
て、皆さん方の承認をもらって
先生方に差し上げたいと思っ
ております。じゃあ読み上げま
すよ。提言書(案) (図1)です。
というところでお渡ししますけ
ども、前に並んだ方に、これ
渡していいかどうかの承認を
願います。

ではシンポジウムはこれで終
わりますが、本当に色々意見を
いただきました。高木副大臣、
内山課長、それから村上和子さ
ん、高澤茂夫さんにお礼の拍手
をお願いいたします。(完)

厚生労働副大臣 衆議院議員 高木英昭 氏 提言書

現在、我が国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する」ための障害者総合支援法が制定されました。障害のある人達のこれからの暮らしの場を考えるにあたって、「常時介護を要する人たちや高齢の障害のある人たちの支援のあり方」や「意思決定支援のあり方及び利用する事業の支援決定のあり方」などの重要な課題に法施行後3年を目途として検討されています。

本研究大会として、障害者の高齢化・重度化や親戚の減少による生活の場を考えるにあたり、これら2つを検討されるときに次の内容を提言します。

1. 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構型に対して
 - 1) 地域生活を考える時一番の窓口である相談支援機能を、さらに充実・強化すること。
 - 2) 地域の普通の家で住み続けることができること。
 - 3) 利用料金は、年間で利用できる程度の料金をとすること。
 - 4) 常時介護が必要になっても、意思決定が十分でなくても、本人の思いを尊重した生活ができること。
 - 5) 日中は、支援を利用して、地域での活動ができること。
 - 6) 夜間は支援者が付き、安心して睡眠がとれること。
 - 7) 病気になるたとき、医療と連携した支援が提供され豊かな老後が過ごせること。
 - 8) 機能面として、地域生活支援に係る事業である総合相談機能+緊急対応10日中活動支援+居宅介護+短期入所+安心コールセンター等の機能を必要要件とすること。
 - 9) 居住機能と地域生活支援機能を現行の別々の報酬単価ではなく、地域生活支援拠点として一体的に考えた新しい報酬単価を考慮すること。
 - 10) 居住機能と地域生活支援機能の施設整備を現行の施設整備補助金ではなく、地域生活支援拠点として一体的に考えた新しい施設整備補助金を考えること。
 - 11) 福祉サービスの質の確保と安定供給ができるよう、施設職員の確保対策を講じること。

以上、障害のある人たちの一人ひとりが、豊かな生活を送ることができる社会の実現を希求します。

平成29年12月16日

きらっと光る人生を考える研究大会実行委員会
広島県知的障害者福祉協会 会長 米川 晃
(一般社団法人) 広島県手をつなぐ育成会 会長 藤島生空

図1

スポーツで交流！盛り上がった ボウリング大会

2017ボウリングピックinはつかいち 平成29年12月9日(土)

第23回 広島県知的障害者スポーツ大会「2017ボウリングピックinはつかいち」が平成29年12月9日(土) ミスズボウルで行われました。

この大会の目的は、知的障害者が一堂に集まり、競技を通して交流を深め、一人ひとりの健康の増進と知的障害者のスポーツ振興の一層の推進を図り、はなやかなスポーツ祭典への参加と出合いの経験によって、豊富な社会性を高めるとともに自立生活への意欲の一層の増進を図ることです。

開会式では眞野廿日市市長に激励の言葉をいただき、191名の参加者が10本のピンをめがけて打球しました。マイシユーズ、マイボール持参で優勝を狙う人、仲間との交流を楽しみながらゲームする人、体を動かすことを楽しむ人など様々でした。

また、当日、ボウリング場からのサプライズプレゼントとして、ミスズボウル所属のプロボウラー、岡野秀行プロによるエキシビジョンが行われました。初めて目にするプロの打球に参加者一同釘づけになり、とてもよい思い出になりました。

実行委員の皆様始め、大会運営にご尽力いただいたすべての皆様に厚くお礼を申し上げます。

受賞したみなさん！おめでとうございます



午前の部

- 1位 森平 浩三 さん(みのり作業所)
- 2位 河野 靖範 さん(安芸高田手をつなぐ育成会)
- 3位 川本 浩文 さん(清風会サンブリエ)



午後の部

- 1位 行里 和志 さん(エンジョイクラブ尾道)
- 2位 竹国 一泰 さん(萌え木の里 ワークアップ)
- 3位 兵後 光洋 さん(スペシャルオリンピックス日本・広島)

本人による本人のための相談会&交流会を行いました

平成30年1月28日(日) 育成会総合福祉センター

平成30年1月28日(日)、広島市西区の育成会総合福祉センターにて、平成29年度の本人による本人のための相談会&交流会を行いました。

午前中は、広島市手をつなぐ育成会相談支援専門員の物部さんから、「福祉サービスについて・親が亡くなる前にしておくこと」のお話を聞きました。福祉サービスについて、相談、生活、住まい、仕事など具体的にどんな内容のサービスがあるのか、どのような場合に利用できるのかを学習しました。また、親亡き後の備えや心構えなどについて、具体的に必要なことを、物部さんから出された質問事項に答えながら、今自分に足りないことは何かを学習しました。

お昼は皆でお弁当を食べながら交流会をしました。県内の仲間たち100人が集まって、ワイワイガヤガヤ、とても楽しい交流会でした。

午後は相談会を行いました。質問者・助言者・記録者も本人自身で行いました。事前のアンケート内容を中心に、差別や虐待、福祉サービスの利用、仕事や余暇活動、また結婚についてなど、幅広い質問が出ました。本人相談員が回答し、不足する場合は助言者が補足説明を行いました。様々な悩み事を聞き、解決策を考えていくことで仲間意識が芽生え、良い絆づくりになりました。

仲間同士で交流することは、とても良い関係づくりの場になっています。



地域活性化助成金を活用した研修会を開催しました

●尾道市手をつなぐ連合育成会
 「子ども期から老年期までの豊かな暮らしを支えるために」
 講師 師…又村 あおい 氏 (全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員)
 実施年月日…平成30年1月6日(土)
 実施場 日…尾道市総合福祉センター

●竹原市手をつなぐ育成会
 「知的・発達障害児の育ちの援助と最近の薬物療法の効果と実際」
 講師 師…河野 政樹 氏 (広島県立障害者療育支援センターわかば療育園園長兼医療科主任医長)
 実施年月日…平成30年1月14日(日)
 実施場 日…竹原市役所 竹原市保健センター

知的・発達障害のある子の保護者にとって、目まぐるしく変わる法律や制度について、関心を持ち、知る機会はなかなか持ちにくいのが現状です。そこで、最新の制度やサービスの内容を知り、適切な支援を受ける事を考えられるよう、制度など大変わかりやすく説明してくださることに定評のある又村あおい氏に講師をお願いしました。

研修会では、最新の制度やサービスの内容について資料や具体例を示しながら分かりやすく説明していただき、子ども期から老年期までの豊かな暮らしを支えるための貴重なご示唆をいただきました。成人の子を持つ参加者からは早く知っていればとの声も多く聞こえ、これまでの制度やサービスの改訂のたびごとに勉強会や研修が必要であったことを痛感しました。

今回は地域の方々や行政関係、福祉関係職の方々等のご参加をいただき、育成会の存在を知っていただけたと思



作業所のメンバーさんから、作業所製品をプレゼント！



熱心に講演を聴き、2時間がアツと言う間でした

ます。研修の成果を今後に生かせるように連合育成会でも継続して会員の相互支援に尽力していきたいと思えます。

自分の住む地域で気軽に受診、相談できる医療機関とのつながりを持つことにより安心した子育てができるよう、地域の総合専門医療福祉機関の園長である河野氏に講師をお願いし、研修会を行いました。

参加した若いお母さんからは「わが子の症状が当てはまることとが多く、その対応策など具体的に話され、とても参考になった」、「医療と教育の連携の大切さがわかった。新しい情報が得られ、教員の専門性を高める研修も必要だと感じた」などの感想をいただきました。

また、研修会実施にあたり、竹原市、竹原市教育委員会、竹原市社協から後援をいただくと共に、地域内の小中学校、特別支援学校、児童含む事業所等に参加を呼び掛け、自立支援協議会から協力を得ることができたことは大きな成果でした。今後とも連携を取りながら活動を活性化していきたいと思えます。



身近で具体的な事例を取り入れた内容に引き込まれた会場



会場の入り口に竹原市手をつなぐ育成会の活動紹介パネルを展示しアピール！

平成29年度第6回権利擁護セミナー開催

平成29年度第6回権利擁護セミナーが平成30年1月26日(金)広島市総合福祉センター(ビッグフロントひろしま)5階ホールで行われました。「障害者の権利擁護を地域の活動につなげよう」をテーマに、午前中はパネルディスカッション、午後は講演、キャラバン隊による障害の理解啓発と盛りだくさんの内容でした。



助言者 又村あお
助言者 関哉直
コーディネーター 関哉直氏、利擁護センター運営委員の

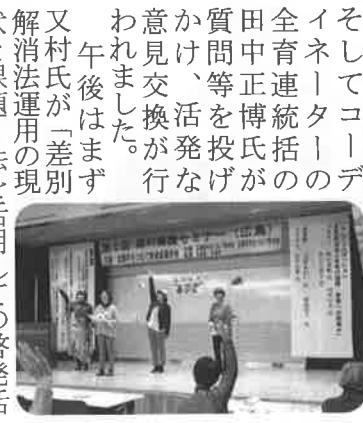
開会式では全国育成会連合会(以下「全育連」)会長、久保厚子氏、広島県手をつなぐ育成会会長、副島宏克氏が挨拶をされました。その後、午前中は「差別解消法と各地の理解・啓発への取組」をテーマにパネルディスカッションを行いました。広島市障害福祉課長・秋山美帆氏、福岡市手をつなぐ育成会理事長で権利擁護センター運営委員の向井公太氏、尼崎市手をつなぐ育成会会長で「まんまるはーと」代表の井上三枝子氏の三名のパネラーが、それぞれの立場でテーマに沿って行っている活動について発表されました。

その発表内容について、助言者の全育連政策センター委員の又村あおい氏、弁護士で全育連権利擁護センター運営委員の関哉直氏、

そしてコーディネーターの全育連統括の田中正博氏が質問等を投げかけ、活発な意見交換が行われました。

午後はずり又村氏が「差別解消法運用の現状と課題」法を活用しての啓発活動と「と題した講演を行いました。次に関哉氏が「虐待防止法の見直しと学校関係への理解・啓発」と題した講演を行いました。最後にキャラバン隊による障害の理解啓発として「広島あび隊」と「福岡市手をつなぐ応援隊」が実演を行いました。参加者も一緒に体験することで、活動についてより深く理解できたのではないのでしょうか。

アンケートの中には「キャラバン隊の啓発活動の実演もじっくり見たいと思いました。こういう活動をすることが、育成会の活性化につながるのだと思います」と、「キャラバン隊について初めて知った。啓発の難しさを実感しているので参考にしたい」と言う感想がありました。今回のセミナーには全国から約140名の方が参加されました。参加された皆さんが、今回の内容を自分の地域に持ち帰り、そこから多くの人々に障害者の権利擁護の大切さ、そして啓発活動の輪が広がることを願っています。



会場では「家族の写真展」を同時開催しました



委員構成は：
ライフステージに添ったQ&A形式の内容で作成したかったので、様々な年代の方に実行委員になってもらいました。若い委員から「実際に子育てした人の体験談を入れたい」等の意見が出て、マニユアルだけでなく、例えばこだわりや向き合って乗り越えてきたか等、実際に親がやってきた成功談や失敗談等をコラムにして親の思いをギュッと詰め込んだものになりました。制度や福祉サービスについては、又村あおいさんにお

作成のきっかけは：
昨年度赤い羽根共同募金の助成を受けて、「知的・発達障害のある子どもを育てるQ&A」という冊子を作成しました。作成のきっかけは、滋賀県手をつなぐ育成会が作成された「知的障害がいのある子どもを育てるQ&A」を目にしたことでした。こんな冊子があれば、子どもが障害の告知を受けたばかりでも不安な保護者の皆さんに、少しは元気になってもらえんじゃないかと思う、広島版の作成に取り組みました。

できました！
知的・発達障害のある子どもを育てる
Q&A

願いしてチェックしていただき、イラストを会員の方に描いていただき、可愛らしいページになりました。

●こんな活用を：

この冊子は子どもが障害の告知を受けたばかりの親だけでなく、将来を不安に思っている方や、障害のある人やその家族から相談を受けた方が「大丈夫よ！」と伝えるためのツールになればと願っています。現在、児童発達支援センター等に出向き説明会のお時間をいただいたり、若いお母さん方にお集まりいただき、座談会形式でお話ししながら冊子の内容を説明したりしています。

●手に取っていただいた感想は：

各支部の方から「若い親たちの研修に使えるね」とか、学校の先生から「保護者の皆さんに紹介させてほしい」等のお声をいただいています。また、説明会の参加者から「先輩お母さんの生の声を聴き元気がなった」「ネットでは調べられない話が聴けた」「育成会を初めて知った。落ち着いたら入会し輪を広げていきたい」等、嬉しい感想をいただいています。

●今後の課題は：

今後の課題は、この冊子をど

のように広めていくかということとです。現在、障害福祉課や社会福祉協議会、相談支援事業所等に配布したり、若い保護者の研修会や相談研修で配布したりしています。その他に、療育センターや児童発達支援センターにお願いで、幼児の保護者に説明の時間をいただき配布させていただくことにしています。今後は、乳幼児健診等でお世話になる保健師さんや一般の子どもも利用する「子どもオープンスペース」の職員さんにも配布したいと考えています。そのことで、育成会以外の方に育成会を知ってもらえるチャンスになればいいなあと思っています。

●ぜひ皆さんの地域でも：

冊子完成時には各地域育成会へ20〜30冊程度配布させていただきました。早速、冊子を使って勉強会を開催し、若いお母さん方の生の声を聴き、子育ての現状や実態を把握している地域の会員さんがおられます。

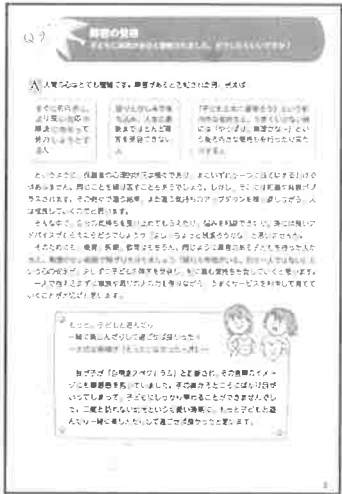
皆さんの地域でもぜひ活用していただきたいと思います。そして、この冊子が皆さまの地域でどのように活用されているか、どういったところへ配布したか、反応はどうだったか、といった情報を県事務局までぜひお知らせください。



ピンクのハートちゃんがとってもキュートな表紙

目次
はじめに 1
Q1 夢にかならずに悩んだら 4
Q2 障害のある子どもが学校に行きたくない 6
Q3 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q4 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q5 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q6 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q7 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q8 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q9 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q10 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q11 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q12 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q13 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q14 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q15 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q16 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q17 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q18 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q19 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q20 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q21 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q22 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q23 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q24 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q25 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q26 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q27 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q28 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q29 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q30 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q31 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q32 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q33 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q34 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q35 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
Q36 障害のある子どもが友達と遊ばない 7
おわりに 35
イラストレーター 36
広報員をつなぐ育成会事務局員一冊目

ライフステージに沿った読みやすい内容になっています



手書きのイラストや先輩ママの「ラム」などで楽しく読めます

●平成30年度より事務局員体制が新しくなりました。

お世話になりました

事務局長

寺尾隆典(退職)

事務局次長

松井小百合

(広島市手をつなぐ育成会 障害者支援施設いくせい 育成会相談支援センターへ)

よろしく願います

事務局長 藤岡哲

事務局員 宝田栄一

郡司香代

新事務局長より挨拶

今年度より新しく事務局長に就任した藤岡哲(ふじおかさとし)と申します。福祉関係の仕事に就くのは初めてですが、会員の皆さまと共に手をつなぐ育成会を盛り立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

支部登録のある団体のみなさまへ

「支部変更届」を作成しました！
代表者、名称、書類送付先など、支部で登録していることがらに変更があった場合、「変更届」を提出してください。(FAX、メール可)
書式はホームページからダウンロードできます。

冊子「手をつなぐ」購読しませんか？

元気の出る情報・交流誌「手をつなぐ」を購読しませんか？

知りたい情報、お得な情報、なるほど！な情報が満載の「手をつなぐ」を毎月お手元へお届けします。

購読年会費
3,900円(税込・送料込)



『手をつなぐ』の購読のお問合せは、県育成会事務局まで
電話 082-537-1773 FAX 082-537-1778

新しい支部ができました！ よろしくお願いたします。

◆向島地区手をつなぐ親の会

尾道市手をつなぐ連合育成会で活動していた向島地区手をつなぐ親の会が、今年度より支部として活動を開始されました。24番目の地域支部として一緒に活動していきましょう。

◆太田川学園施設保護者会支部が統合されました

今まで7つの保護者会がそれぞれ支部に登録していただいていたのですが、今年度より窓口の一本化のため、1つの施設保護者会として新たに登録されました。

《今までの支部》

- ・太田川学園第一成人部保護者会
- ・太田川学園アネックス保護者会
- ・太田川学園第二成人部保護者会
- ・太田川学園第三成人部保護者会
- ・太田川学園高陽寮保護者会
- ・太田川学園児童部保護者会
- ・太田川学園共同生活介護授助事業所保護者会

《統合後の支部》

- ・太田川学園保護者会

今後の主な行事予定

★第5回全国手をつなぐ育成会連合会京都市大会

第5回全国手をつなぐ育成会連合会京都市本人大会
(京都市)

★平成31年2月23日(土)・24日(日)

★第44回広島県知的障害者福祉大会
第17回はつらつ大会(本人大会)

(福山市神辺文化会館・福山市かなべ市民交流センター・アレナ神辺(神辺体育館))

★平成30年10月28日(日)

★第7回手をつなぐ育成会中国・四国大会

第7回手をつなぐ育成会「すまいの大会」
(鳥取県鳥取市)

★平成30年11月10日(土)・11日(日)

★広島県知的障害者相談員研修
(三次地域、広島地域)
日程調整中

★第7回きらっと光る人生を考える研究大会
(広島市総合福祉センター)

★平成30年12月15日(土) 予定
★本人による本人のための相談会・はつらつ交流会
(福山市)

★平成31年1月27日(日)

★全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会研修大会

★平成31年2月、沖縄で開催

★第18回全国障害者スポーツ大会
(福井しあわせ元気大会2018)
(福井県内各会場)

★平成30年10月13日(土)・15日(月)

★第24回広島県知的障害者スポーツ大会(ポウリング)

「ポウリングinふくやま」
(福山パークレイン)

★平成30年12月8日(土)

※詳しくはホームページをご覧ください

付添看護料共済事務局より

各支部の皆様にはご新規申し込み等、お手続きでお世話になっております。

平成30年度より、年度途中のご加入は毎月25日までに申し込みいただき、翌月の初日から契約開始となります。

また、入院給付金は退院翌日から起算して3年を経過したら請求ができなくなりますのでご注意ください。

ご不明な点などがございましたら、共済事務局までお問合せください。

TEL 082-537-1773 FAX 082-537-1778

広島県手をつなぐ育成会 「会報編集委員」の募集

「会報」の発行に協力していただける方を募集します。「会報」は年3回の発行の予定にしております。編集委員の方には、記事の編集やレイアウトなどのお手伝いをしていただきます。年に1〜2回育成会総合福祉センターに集まっていたいただきますが、通常はE-Mailで電子データのやり取りになります。興味のある方は事務局までご連絡ください。